

## 佐渡市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の主な変更点

★農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）に係る新潟県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の変更（令和5年4月）に伴う佐渡市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更

★主な変更点は下記のとおりです。

### 第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項（追加）

（変更内容）

農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農希望者の受け入れ体制の確保、関係機関との役割分担・連携の考え方、市が主体的に行う就農等促進のための取組、就農希望者の受け入れから定着に向けたサポートの考え方や取組を追加

### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

（変更内容）

地域計画の策定を通じた地域の合意形成による農用地の集団化、担い手の受け手の不足している地域等における農地利用の在り方等を追加

### 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

（変更内容）

地域計画策定における協議の場の設置方法、地域計画の区域の基準、地域計画策定の進め方、地域計画の策定に基づく農用地の利用権の設定の進め方、農作業の受委託の促進について追加

（変更内容）

農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の確保・育成に関する項目、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項について第3へ新たに記載したことによる削除

## 2 その他法律改正、施策の変更等に伴う文言修正、軽微な修正